

## 関係会社の同一入札への参加を制限しています

一定の資本関係又は人的関係のある複数の者（関係会社）は、同時に同一の入札へ参加することはできません。

### 関係会社の定義

以下のいずれかに該当する2者の場合は、互いに関係会社とします。

- ア. 親会社と子会社の関係にあり関係会社が親会社である場合
- イ. 親会社と子会社の関係にあり関係会社が子会社である場合
- ウ. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- エ. 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- オ. 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- カ. その他ア～オと同視しうる関係があると認められる場合

※ア、イ、ウについては、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

エについては、会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

### 入札の無効

関係会社である複数の者のした入札は、無効とします。

ただし、入札の完了に至るまでに関係会社に該当する事実が判明し、関係会社に該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者のした入札は無効とはならないものとします。

## 電子調達サービスで関係会社を登録してください

関係会社に該当する者がある場合は、電子調達サービスにて関係会社の情報を登録してください。

関係会社の情報を登録する方法は次ページを参照してください。

## 電子調達サービスで関係会社を登録する方法

電子調達サービスのトップページにアクセスし、業務メニューより、「資格審査」を選択します。

東京電子自治体共同運営 電子調達サービス

背景色 白 標準 黒  
文字サイズ 小 標準 大

入札情報 電子入札 **資格審査** 事前準備 マニュアル

**新型コロナウイルス感染症に関する注意事項について**

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、コールセンター内において陽性者が発生した場合、コールセンターの営業をお知らせせずに休止する可能性がございます。つきましては、コールセンターへの確認事項は、あらかじめご確認くださいませよう、お願いいたします。

**競争入札参加資格の継続申請のお知らせ**

9月は、1月決算事業者の競争入札参加資格の継続申請の締切り月です。東京電子自治体共同運営協議会に参加している区市町村等の団体の競争入札参加資格の有効期限は、事業者ごとに異なっており、審査基準日（決算日）から1年8か月です。また、継続申請に必要な財務諸表などの郵送書類の到着から審査に要する期間、否認となった場合は、さらに申請内容の訂正・再申請の期間が必要になりますので、締切り月での申請は、20日頃までを目途に余裕を持って行ってください。

資格審査受付にログインします。

東京電子自治体共同運営 電子調達サービス

**資格審査受付**

**はじめにお読みください**  
資格審査受付に関する手続きの概要をお読みください。

**電子証明書をお持ちの方**  
電子証明書の登録や変更の処理、入札参加資格申請に関する各手続きはこちらでおこないます。

**ログイン**  
認証処理はこちら

**電子証明書をお持ちでない方**  
電子調達をご利用するにあたっては、電子証明書の取得が必要です。

**行政書士の方**  
電子証明書の登録や変更の処理、入札参加資格の代理申請に関する各手続きはこちらでおこないます。

**ログイン**  
認証処理はこちら

業務メニュー

- 電子証明書をお持ちの方
  - ログイン
- 電子証明書をお持ちでない方
- 行政書士の方
  - ログイン

関連情報

- はじめにお読みください

電子調達トップページへ

- 入札情報サービス
- 電子入札
- 資格審査

「その他情報の登録について」を選びます。

業務メニュー

資格審査申請サービス

## 工事トップページ

各種申請手続きなどの説明

- 資格審査申請について
 

(1) 申請対象者  
「建設工事等競争入札参加資格審査」の申請を行う方が対象となります。

(2) 申請方法  
上記の「資格審査申請について」又は画面左のメニューの「資格審査申請」をクリックしてください。  
申請までの流れを説明する画面が表示されますので流れに沿って申請してください。
- その他情報の登録について**

東京電子自治体共同運営の競争入札参加資格を有する方に、参加全自治体共通で用意した設問、都内区市町村の受注実績、関係会社の情報、各自自治体で用意した設問について登録していただきます。登録内容は指名選定の際に参考情報として利用しますので **該当する項目がある場合は必ず登録** してください。  
なお、登録した内容について変更等が生じた場合は、随時こちらから変更登録してください。

**【注意！】**  
個別に各自自治体から登録内容が事実であることを証明する書面の提示を求めることがあります。  
**証明できない内容や虚偽の内容を登録した場合、競争入札参加資格を取り消す**などの措置をとることがありますのでご注意ください。
- 変更申請について
 

(1) 申請対象者  
東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格を有する方で、競争入札参加資格の登録内容に変更が生じた方が対象となります。

「関係会社」を選びます。

業務メニュー

資格審査申請サービス

## その他情報の登録

その他情報のご説明

■以下の説明をよくお読みのうえ、手続きを行ってください。

以下の情報はインターネット上で登録していただけます。下記のリンクをクリックするか画面左のメニューから選択し、各項目の内容をご確認のうえ、虚偽のないように登録してください。  
毎月25日までに登録された内容については、翌月1日から各自自治体で指名選定の際に参考情報として利用しますので **該当する項目がある場合は必ず登録** してください。

- 共通情報
 

参加全自治体共通で用意した設問が設定されていますので、**該当する項目がある場合は必ず登録** してください。  
新たに該当項目となった時、又は登録した内容について変更等が生じた時は、随時こちらから登録してください。  
設問をよくお読みのうえ、間違いのないように入力してください。
- 都内区市町村実績
 

都内区市町村が発注した工事（設計、測量、地質調査等を含む。）を元請けとした受注実績がある方は登録してください。  
まず、業種を選択する画面が表示されますので一覧から業種を選択し、業種ごとに最大10件まで登録することができます。  
新規の登録、変更又は削除は随時、行うことができます。
- 関係会社**

関係会社が次のいずれかに該当し、東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格を有している場合は、関係会社の情報を登録してください。  
・親会社と子会社の関係がある  
・親会社を同じくする子会社同士の関係がある  
・役員・兼任等がある  
など  
（詳細については登録画面で確認してください）  
新たに該当項目となった時、又は登録した内容について変更等が生じた時は、随時こちらから登録してください。
- 自治体個別情報

対象となる関係会社の情報を入力して、「登録」ボタンをクリックします。

**関係会社入力**

関係会社

受付番号

「関係する会社」の区分

比率

戻る 登録

登録済みの関係会社を削除する場合は、「関係会社一覧」の該当行の「削除」ボタンをクリックします。登録されている内容を修正するには、該当する行を削除してから登録しなおします。

**関係会社一覧**

受付番号	商号又は名称	本店所在地	代表者	「関係する会社」の区分	比率	削除
1001050900	工事テスト業者単体 4	東京都葛飾区テスト地名 1 4 丁目 2 番	単体 四郎	親会社と子会社の関係にあり関係会社が親会社である場合	60%	削除
1001051200	工事テスト業者単体 2	東京都墨田区テスト地名 1 2 丁目 2 番	単体 二郎	親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合		削除
1001051300	工事テスト業者単体 3	東京都清瀬市テスト地名 1 3 丁目 1 番	単体 三郎	親会社と子会社の関係にあり関係会社が子会社である場合	55%	削除

## 【関係会社の定義】

以下のいずれかに該当する2者の場合は、互いに関係会社とします。

- ア. 親会社と子会社の関係にあり関係会社が親会社である場合
- イ. 親会社と子会社の関係にあり関係会社が子会社である場合
- ウ. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- エ. 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- オ. 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- カ. その他ア～オと同視しうる関係がある場合

## 【！注意！】

- (1) ア、イ、ウについては、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。
- (2) エについては、会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

## 【親会社、子会社の定義】

会社法第2条第3号及び第4号に規定する親会社・子会社を言います。

## ●会社法第2条第3号及び第4号に規定する親会社・子会社

第2条第3号 子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社とその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

第2条第4号 親会社 株式会社を子会社とする会社その他の当該会社とその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

A 社



B 社の議決権の過半数

B 社

A 社は、B 社の「親会社」  
B 社は、A 社の「子会社」

A 社

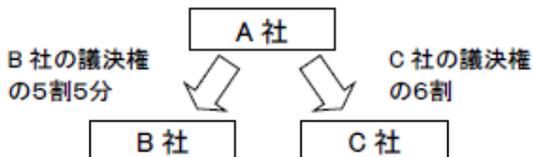


B 社の取締役会等の構成員  
における自己役員数の割合が  
過半数

B 社

A 社は、B 社の「親会社」  
B 社は、A 社の「子会社」

## ケース 1



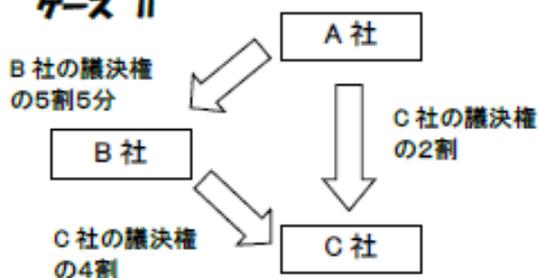
A 社は、B 社の「親会社」  
B 社は、A 社の「子会社」  
B 社と C 社は「子会社同士」

共同運営電子調達サービスへの入力は・・・

A 社	B 社の受付番号を入力し、イを選択。比率欄には、議決権の割合55を入力 C 社の受付番号を入力し、イを選択。比率欄には、議決権の割合60を入力
B 社	A 社の受付番号を入力し、アを選択。比率欄には、議決権の割合55を入力 C 社の受付番号を入力し、ウを選択。比率欄には、入力不要
C 社	A 社の受付番号を入力し、アを選択。比率欄には、議決権の割合60を入力 B 社の受付番号を入力し、ウを選択。比率欄には、入力不要

※ 申請プログラムへの入力の議決権とは、自己の計算において所有する議決権です。  
(以降同じ)

## ケース II

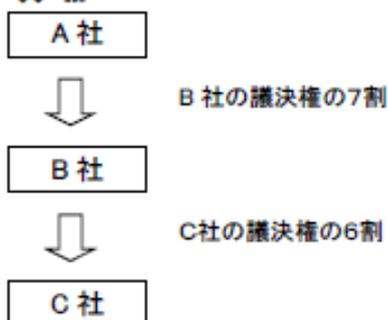


B社は、A会社の「子会社」であり、親会社であるA社及び子会社であるB社が、C社の議決権の過半数を有する。

共同運営電子調達サービスへの入力は・・・

A社	B社の受付番号を入力し、イを選択。比率欄には、議決権の割合55を入力 C社の受付番号を入力し、イを選択。比率欄には、議決権の割合20を入力
B社	A社の受付番号を入力し、アを選択。比率欄には、議決権の割合55を入力 C社の受付番号を入力し、ウを選択。比率欄には、入力不要
C社	A社の受付番号を入力し、アを選択。比率欄には、議決権の割合20を入力 B社の受付番号を入力し、ウを選択。比率欄には、入力不要

## ケース III



B社は、A会社の「子会社」であり、子会社であるB社がC社の議決権の過半数を有する。

共同運営電子調達サービスへの入力は・・・

A社	B社の受付番号を入力し、イを選択。比率欄には、議決権の割合70を入力 C社の受付番号を入力し、イを選択。比率欄には、入力不要
B社	A社の受付番号を入力し、アを選択。比率欄には、議決権の割合70を入力 C社の受付番号を入力し、イを選択。比率欄には、議決権の割合60を入力
C社	A社の受付番号を入力し、アを選択。比率欄には、入力不要 B社の受付番号を入力し、アを選択。比率欄には、議決権の割合60を入力

## 【役員の定義】

- ①会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
- ②取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。）
- ③会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
- ④委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

※ 申請者における役職及び兼任先における役職の両方が上記に該当する場合のみ、登録の対象となります。

※ 「取締役」には、社外取締役も含まれますが、委員会等設置会社における取締役は含みません。

※ 「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しません。特に委員会等設置会社の「執行役」と「執行役員」とは異なりますので、注意してください。